

令和5年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和5年10月20日（金）
午前9時30分～午後0時00分
- 会 場： 市役所第1・第2委員会室

【委員】（敬称略）

- 石渡 和実（会長） 東洋英和女学院大学大学院 名誉教授
（識見を有する者）
- 土井 満春（副会長） 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）
- 佐々木 美知子 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 中山 恵子 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 倉林 明彦 はらからの家福祉会 ピアサポーター
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 白木 昭憲 国分寺難病の会 副会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 成島 公美子 立川公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 池田 みゆき 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 伊佐 素子 国分寺市地域活動支援センターつばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 矢部 賢司 国分寺市地域活動支援センター虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 毛塚 和英 国分寺市地域生活支援センターブラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 銀川 紀子 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者）
- 高橋 順子 ハッピーテラス国分寺 管理者兼児童発達支援管理責任者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）

佐藤 文 東京都多摩立川保健所 地域保健推進第二担当 課長代理
(東京都多摩立川保健所の代表者)

山本 剛 東京都立武蔵台学園 主任教諭
(教育に関する機関の代表者)

長畑 達也 国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者
(市内の地域包括支援センターの代表者)

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長
(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

小野 政雄 国分寺市民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員
(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

石井 廣子 第二東京弁護士会 弁護士(識見を有する者)

澤田 元織 高齢福祉課 課長(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長(市の職員)

關 友矩 学校教育担当 課長(市の職員)

【当日欠席委員】 無し

【事務局】(敬称略)

福祉部長(玉井 理加)

福祉部障害福祉課長(宮外 智美)

福祉部障害福祉課計画係長(伊藤 孝太郎)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(小林 亜紀)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係(佐藤 響紀)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任(益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

司会・進行:石渡 和実(会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況, 配付資料の確認, 新規委員の紹介等

2. 議題

- (1) 令和4年度障害者計画等の評価報告について(障害者施策推進協議会での評価状況)
- (2) 次期障害福祉計画・障害児福祉計画等について
- (3) ミドルステイの実施について
- (4) ニュースレターNo.13の発行について
- (5) 国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの相談支援事業民間委託について

3. 議題

- (1) 各専門部会の今年度の取組状況について

4. 情報提供等

- (1) 令和5年度障害者週間行事について
- (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター ネットワーク研修・虐待防止研修について
- (3) ぶんじハロウィンについて
- (4) 地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座について

5. 事務連絡

- (1) 次回の開催日程について

次回開催：令和6年3月26日(火) 9:30~12:00
場 所：cocobunji プラザ リオンホール A

6. 閉会

【資料】

- 資料 1 国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
- 資料 2-1 国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和 4 年度）
- 資料 2-2 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書（令和 4 年度）
- 資料 2-3 第 4 次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等（案）に係る意見（概要）
- 資料 2-4 第 4 次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等（案）
- 資料 2-5 国分寺市障害者施策推進協議会答申書
- 資料 2-6 第 4 回国分寺市障害者施策推進協議会（10 月 13 日）を踏まえた第 4 次国分寺市障害者計画・第 4 次国分寺市障害者計画実施計画（後期）（案）の変更箇所
- 資料 3 ミドルステイパンフレット
- 資料 4 国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの相談支援事業民間委託について
- 資料 5-1 令和 5 年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書
- 資料 5-2 令和 5 年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会中間活動報告書

（周知チラシ等）

- ・ 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.13
- ・ 基幹相談支援センター ネットワーク研修Ⅱ8050 世帯への支援
- ・ 基幹相談支援センター 支援者向け虐待防止研修<いつもと違う>という変化の気づきが鍵
- ・ ぶんじハロウィン
- ・ 令和 5 年度 第 2 回 高次脳機能障害関係機関連絡会
【対談型後援会】「当事者と当事者を支える家族、それぞれの思い」
- ・ 国分寺市民福祉講座「もう一度、社会の役に立ちたい」
～多様な働き方による社会参加を支える取り組み～
- ・ パンフレット 高次脳機能障害<<高次脳機能障害とは>>
- ・ ハローワーク立川 専門援助部門「難病患者就職サポーターにご相談ください」

【開会】

石渡会長： ただいまから、令和5年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会させていただきます。それでは、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局： 委員の出欠状況等を確認させていただきます。自立支援協議会の委員の本日の出欠の確認です。石井委員と澤田委員が所用により遅れてくるのご連絡がありました。

次に、事前に配布している資料については、事前のご確認をお願いしましたので、本日は省略します。さらに、本日机上に配付した資料があります。まず、右上に資料2-5（当日配付）と書いてある資料、それから、資料2-6（当日配付）、そちらをご確認ください。さらに、周知チラシも本日配付したものがありません。青色の「当事者と当事者を支える家族、それぞれの思い」、橙々色の「国分寺市民福祉講座、もう一度、社会の役に立ちたい～多様な働き方による社会参加を支える取り組み～」の2枚のチラシと、《高次脳機能障害とは》というタイトルのパンフレット、ハローワーク立川専門援助部門「難病患者就職サポーターにご相談ください」というチラシです。不足等がありましたら早めにお教えください。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いをご説明申し上げます。

本自立支援協議会は、会議を原則として公開とし、資料及び議事録も原則として公開とさせていただきます。委員の皆さまの発言を正確に記録するために、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、発言の際は「所属」と「氏名」を述べていただき、その後、ご発言をお願いします。

また、マイクシステムの使用方法ですが、正面のマイクシステムでご発言いただく際は、「トーク」のボタンを押してからご発言いただき、終わりましたら、もう一度「トーク」ボタンを押して、オンからオフにしてください。

最後に、本日は会場に、傍聴の方も複数名おられますのでご承知おきください。

石渡会長： ありがとうございます。委員の皆さま、資料等はおそろいでしょうか。

それでは、令和5年度の自立支援協議会の委員の変更について、事務局からお願いします。

事務局： 令和5年度の自立支援協議会委員の変更について、資料1をご覧ください。変更した委員は、はらからの家福社会の倉林委員1名となります。尚、新任委員の委嘱状は時間の都合上、机上配付していますのでご確認ください。

石渡会長： それでは倉林委員に一言、ご挨拶をお願いします。

倉林委員： はじめまして、倉林明彦と申します。普段は、就労移行支援事業所に通所しながら就職を目指しています。また、国分寺市地域生活支援センタープラッツを利用しています。当事者の立場として、ピアサポーターとして活動をしており、こういった場は初めてになりますので、多少緊張していますが、どうぞよろしくをお願いします。

石渡会長： 倉林委員，ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

それでは，まず2番目の報告事項について，（1）「令和4年度障害者計画等の評価報告について」，（2）「次期障害福祉計画・障害児福祉計画等について」，まとめて，事務局からお願いします。

事務局： 2. 報告（1），（2）についてご説明します。

まず，（1）「令和4年度障害者計画等の評価報告について」，計画等の評価についてですが，国分寺市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）に対して，年度の冒頭に評価に関することについて諮問して，計4回にわたりご議論をいただき，10月13日付で答申をいただきました。答申書は，資料2-5（当日配付）をご確認ください。

次に，横長の資料2-1「国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和4年度）」，縦長の資料2-2「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書（令和4年度）」を基に，ご報告します。

資料2-1について，表紙の裏面，2ページが「施策の体系図」です。右欄の事業数を上から足し合わせると全部で54事業あります。各々の評価を行い，左から2番目にある9分野ごとに評価を行いました。

4ページ。こちらが，国分寺市障害者計画実施計画（令和4年度）進捗状況評価総括表です。9分野のうち，目標どおりに進行しているA評価は8分野，やや取組が遅れているB評価は1分野です。B評価になった，【4-3】「共に生きる地域社会づくりー安全・安心」の分野では，震災総合防災訓練事業ほか，防災対策の推進に係る重点事業において，本計画の最終年度である令和5年度の目標達成に向けて，やや遅れている状況となっています。

5ページ以降は，事業ごとの実績と評価を記載しています。本日は，時間の関係もあり，説明は割愛させていただきます。

それでは，資料2-2について，障害福祉計画・障害児福祉計画の評価となります。

こちらは，全体で7つの成果目標に対する評価を記載しています。7つのうち5項目は，目標どおり進行しているA評価です。

2ページの項番1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」は，令和4年度地域生活への移行者実績がなかったこと，また，次の3ページ，項番4「福祉施設から一般就労への移行等」は，市内に就労定着事業所がない状況が続いていることが要因となり，B評価となっています。

5ページ以降は，「障害福祉サービス等の実績」です。こちらは，ご高覧ください。

報告（1）は，以上となります。続いて，報告（2）に移ります。

次期国分寺市障害福祉計画・障害児福祉計画等について説明させていただきます。

自立支援協議会の委員の皆さまには，先月9月に，次期計画案へのご意見をいただきまして，ありがとうございました。

資料2-3の意見概要は、自立支援協議会の各委員からいただいた意見と、施策推進協議会での意見をまとめた書類です。次期計画（案）についても、10月13日の施策推進協議会において、議論の上、答申の最終確認中の段階です。尚、施策推進協議会を踏まえた変更箇所は、本日配付した資料2-6をご覧ください。

それでは、施策推進協議会と自立支援協議会の各委員の意見を踏まえて修正した、計画案について説明します。資料2-4をご覧ください。前回の施策推進協議会で示した計画案、自立支援協議会の各委員の意見をいただいた計画案から、今回、主な修正部分について説明します。

資料2-4、10ページの下段、1「障害のある人を取り巻く現状」の（4）「日常生活圏域の考え方」を追記しました。

資料2-6をご覧ください。冒頭【配付資料に記載なし、追記後19ページ】とありますが、資料2-4の18ページの次のページに「（3）新型コロナウイルス感染症拡大による影響を経て」といった部分を追記します。こちらは、令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、現計画期間に、人々の日常生活に深刻な影響を与え、また、障害福祉の現場にも影響が及び、現在は活動が再開されたものの、一方で、コロナ前に戻り切っていない事業もあるのが実態です。世界規模の感染症が現実になり得るものであるということを経験した今だからこそ、その経験を活かし、有事に備えた対策の推進が求められている旨を追記しました。

資料2-4、23ページ。基本目標4、4行目、こちらは先日の施策推進協議会でも改めてご意見をいただき、資料2-6にも記載しましたが、ご意見を踏まえ「すべての市民が互いに尊重し合い、ともに生活する地域共生社会の実現を目指し、障害や障害のある人についての正しい理解の促進、また、社会における障害への認識の向上を図ります。」といった内容に修正しました。

続いて28ページ、「②指定特定相談支援事業の体制整備」、令和8年度の目標値は、必要な人が相談支援事業を利用できるようにしていただきたいとのご意見をいただき、令和8年度の目標値を、相談支援事業所数を14事業所、相談支援専門員を35人に上方修正しました。

41ページ冒頭、「②障害者就労施設等からの優先調達の推進」について、市の全課が優先調達を行っているのか、もし、全てで実施されていなければ、目標数値を上げるべきとのご意見をいただきました。現状全ての課が優先調達を実施していないため、こちらも再考し、令和8年度の目標値を優先調達の実績のある課36に上方修正しました。

47ページ、「②障害者差別解消の推進」の部分です。障害者差別解消の協議会を設置しないのか、とご意見をいただきました。ご指摘のとおり、令和8年度に、障害者差別解消支援地域協議会の設置を目指しますので、障害者差別解消支援地域協議会の設置としました。

次に、60 ページ、「(3) 地域生活支援の充実」の項目で、61 ページ【成果目標】の指標、「強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備」は、施設入所者の地域移行にも大きく関わることで、「支援体制の整備」をお願いしますとのご意見を頂戴しています。こちらについては、新規で設けられた指標です。検討を踏まえ、強度行動障害の方の支援体制を充実させるためには、ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であると考えました。61 ページの成果目標数値は、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制整備に向けた「検討」としています。

65 ページ、「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」に関して、66 ページの四角の中の【利用実績と目標値設定の考え方】については、◎児童発達支援センターを活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。こちらも新規で設けられた指標となります。67 ページ【成果指標】は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築としています。

続いて、68 ページ「(6) 相談支援体制の充実・強化等」の項目です。相談支援を受けている人、それを受けたくても受けられない人の数を明記したうえで、それを解消するにはどうしたら良いのか、と盛り込む必要があるというご意見をいただきました。こちらは、ご意見を踏まえ、68 ページの「(6) 相談支援の体制の充実・強化等」の2行目に波線で、「また、障害福祉サービス等事業者及び相談支援事業所と連携して、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるように体制を構築します。」という一文を加えました。

また、69 ページの【成果目標】に、「計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できる体制を構築」というところを設定するとともに、目標数値を「体制構築」としました。

続いて、69 ページ【成果目標】の一番上の指標名称を「関係機関等の連携を通し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る」に変更してほしい、また「目標数値も「拡充」から「継続」に変えてほしい」というご意見をいただきました。こちらは、ご意見・内容を踏まえ、成果目標については、「関係機関との連携を通じた、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」に修正し、目標を「継続」としました。

73 ページ、「(3) 居住系サービス」の部分は、複数のご意見を頂戴しています。「入所施設からの地域移行の数値が少なく、どのような働きかけをするのか、どのように地域移行を推進するのかがみえてこない」、「市内の社会福祉法人のグループホームに施設入所者を入れることを、市が法人に提案するなどの積極的な働きかけを計画の一部に盛り込んでください」、ほか3件、具体的な地域移行への道筋や重度の人が地域で生活できる場の充実の反映といったところのご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえて、73 ページの(3) 居住系サービスの「見込量確保のための方策」の2つ目、「指導検査、第三者評価、東京都及び市が実施する研修・説明会を通じて、

市内事業所の支援力向上を促進することで、強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームの開設に繋げていきます。また、開設に向けた協議を市内の法人及び障害者団体等で連携して進めていきます」と修正しました。

75 ページ以降は、障害福祉サービスの見込量と実績、その後、障害児支援給付事業の見込量と実績を反映しています。

次に、81 ページから 82 ページです。81 ページの一番下、イの基幹相談支援センター、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある市民やその家族、また支援機関からの相談に応じます。ライフサイクルに沿った切れ目のない支援を目指すほか、障害のある方の権利を守り、緊急を緊急にしない具体的な取組を各機関と話し合い、地域のネットワークを構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めますに変更してほしい。」というご意見を頂戴しました。こちらの意見を踏まえて、整理した文言で反映しました。

84 ページ以降は、地域生活支援事業の見込量と実績を反映しています。こちらについてはご高覧ください。

長くなりましたが、報告事項 1 及び 2 の事務局からの報告は以上となります。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。市民の皆さまから貴重なご意見をいただき、反映して修正いただいているようですが、今のご説明について、何かご意見等おありの委員はおられますか。それでは、後からでも結構ですので、何かお気づきの点がありましたら事務局までご連絡をください。

次の報告事項に進みます。(3)「ミドルステイの実施について」、お願いします。

事務局： 資料の 3、「ピア国分寺」のパンフレットをご覧ください。以前より、はらからの家福社会のグループホーム、ピア国分寺でのミドルステイについて検討を行ってまいりましたが、その実施の形が整いました。昨年度、第 3 回地域自立支援協議会、この全体会の場で、ピア国分寺を地域生活支援拠点に位置づけることについて承認をいただき、今年度 4 月に、正式に市長決裁にて位置づけを行いました。このことにより、国分寺市の地域生活支援拠点に、これまでの国分寺市障害者センター、KOCO・ジャム、それから、相談支援事業所、短期入所事業所に加えて、初めてグループホーム 1 か所が加わることになりました。

その概要は、パンフレットの裏面にあります。利用できる方は「自立して生活することが見込まれる精神・知的障害のある方」とあります。例えば、少し家族から離れて地域で暮らしたいが、単身生活に向けて少し練習がしたい、また、長期入院している方が、地域での生活を経験したいなど、多様な使い方ができると思います。既に、何件か利用について問い合わせをいただいております。今後は、実施に向けて動いていきます。また、実施後の経過等も、自立支援協議会の会議等で報告する機会をいただければと思います。最後に、この件の担当は、障害福祉課の相談支援係になっていきますので、利用について何かあれば、直接、お問い合わせください。

- 石渡会長： 説明ありがとうございます。地域生活で大事な役割を果たすミドルステイですが、当ミドルステイを運営する、はらからの家福祉会の毛塚委員に補足等お願いします。
- 毛塚委員： 実施する事業所として、国分寺市民の方の地域移行が一層進み、病院からの地域移行や、家庭から自立したいと願う方の声等を実現できるように努力してまいりますので、ぜひご活用ください。
- 石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございました。ニーズは広く、たくさんあると思います、どうぞよろしくをお願いします。
- それでは、次に、(4)「ニュースレターNo.13の発行について」、お願いします。
- 銀川委員： ニュースレターNo.13を発行しました。今回の表紙は、AnnBeeの就労継続支援B型事業所ビーパスの紹介です。その他の特集は、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型、合計4カ所をご紹介します。このニュースレターは、全ての障害のある方にわかるように情報を届けるのが大変難しいので、まずは、支援者の方にお届けして、支援者から利用者に必要な情報をお届けいただければと1,000部印刷しています。QRコードを掲載しており、詳しく知りたい場合はウェブサイトへ飛んで、情報が取得できるようにしています。次号、No.14の特集は、短期入所(ショートステイ)を企画しています。今回は、実際に宿泊する場所の動画を撮影して、QRコードから見られるように設定しますので、どうぞご活用ください。
- 石渡会長： ありがとうございます。私も幾つかの自治体の自立支援協議会に関わっていますが、国分寺市の自立支援協議会のニュースレターは、おしゃれて情報が満載です。次号、動画を掲載すると聞いて、便利だなと思いました。障害福祉サービス事業所などの支援者向けのニュースレターということですが、これまでどのように活用されているのか、国分寺市手をつなぐ親の会では、全会員の皆さまに配布くださっていると聞きしているので、中山委員にお話をおうかがいしたいと思います。
- 中山委員： 国分寺市手をつなぐ親の会では、自立支援協議会のニュースレターを当会の会報と一緒に、全会員の皆さまに配布しています。実際には、ニュースレターの紙面内容を当会の活動で、具体的に活用する取組はできていません。また、当会の会報の発行とタイミングが合わないと、会員への配布が遅くなり、タイムリーに情報を届けることができないこともあります。ただ、掲載内容は、支援者だけではなく家族にとっても役に立つものだと思います。印刷数が1,000部ということで、当会の全会員170名に配布する部数を頂戴することが難しいようでしたら、まず、親の会の役員分を頂戴し、必要と思われる情報を会員に共有するなど、今後も活用していきたいと思えます。ただし、親の会の会員の高齢化に伴い、スマートフォンの取り扱いが不得手で、QRコードからウェブサイトを見れず、SNSを十分に活用できない会員が多数おりますので、当会としても情報提供の仕方について、頭を悩ませているところです。
- 石渡会長： 中山委員、ありがとうございました。情報提供の仕方は、スマートフォンの普及、SNS等の拡がりにより、提供側の難しさがあります。発行部数を心配されていました

が、事務局側で調整いただいて、ぜひ、貴重な情報が多く出ていますので皆さまで活用いただけたらと思います。

それでは報告事項の最後になります。(5)「国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの相談支援事業の民間委託について」、お願いします。

前田委員

資料4「国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの相談支援事業民間委託について」をご覧ください。国分寺市議会の常任委員会（一定の部門に関する議案や事務の調査、請願・陳情等の審査を行う委員会、議員はいずれかの委員会に所属しています。）の一つ、厚生文教委員会（健康部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会の所管に属する事項）において、9月11日に報告した内容となります。

今後の流れ及び相談支援専門員について、第4回定例会 12月補正予算審査特別委員会にて予算計上し、プロポーザル方式により委託事業者を選定し、令和7年4月より、民間事業者による事業開始ができるように進めてまいります。

この事業を進めていくうえで重要である相談支援専門員については、委託事業者において、計画的な人員確保が必要となるため、一定期間の準備期間を考慮する必要があります。そのため、今回このような流れとなっています。

相談支援専門員の資格を取得するためには、実務経験を有する職員が年1回開催の初任者研修を受講する必要があります。初任者研修は、例年、申込みの締め切りが7月末で、研修は9月頃から開始され終了まで5か月程度必要です。そのため、初任者研修の申込みが終了する前の令和6年6月までに優先交渉権者を決定することで、委託事業者としては委託に向けた計画的な人員確保等の準備を進めることができます。

今後、令和7年4月からの民間委託開始となります。当初、令和6年4月より民間委託で事業を開始する予定でしたが、このような変更が生じたため、今回の報告となります。今後の進め方は、令和7年3月末まで、市の直営として実施します。

利用者への周知は、現在167ケースがありますが、全員に周知文を発送して、説明会を10月14日、15日の土日にスタートさせています。

そして、プロポーザル方式により、令和6年6月までに、優先交渉権者を決定し、契約締結後から事業開始の令和7年4月までの間、事務引継ぎを実施する予定を考えているところです。

私からは以上の報告となります。大変ご不安を与えているところで申し訳ありません。このようなスケジュールで進めさせていただきたいと考えています。

石渡会長：

前田委員、説明ありがとうございました。障害児のニーズが増えているなか、なかでも相談支援は大事だと思います。相談支援部会との関連でも説明があると思いますが、この時点で、何かお気づきの委員はおられますか、よろしいでしょうか。

それでは議題に入ります。今までの報告事項との関連も含めて、ご意見をいただきたいと思います。議題(1)「各専門部会の今年度の取組状況について」、相談支援部会の部会長、伊佐委員よりお願いします。

伊佐委員： 資料5-1,「令和5年度相談支援部会年間活動計画書」及び資料5-2「中間活動報告書」をご覧ください。今年度の主な取組内容は、「相談支援体制の現状把握と課題の検討」、「緊急を緊急にしないための取組に関する検討」、「災害対策に関する取組の検討」、以上3点について部会で議論をしました。

相談支援体制の良い面としては、重層的支援体制整備事業が実施されることにより、分野を越えての情報共有や連携がしやすくなっていることが報告されています。障害分野だけでは解決できない事例や、数年内に変化が予想される事例（家族の高齢化等）の予防的関わり、緩やかな見守り等、各機関で積極的に活動できるよう、今後も情報共有や事例検討を行っていく予定です。

また、分野を越えた連携として、引き続き児童から成人、成人から高齢への円滑な引継ぎや切れ目のない相談支援体制の構築については、引き続き課題の共有と取組について検討してまいります。

一方で、相談支援体制における課題となるのは、相談支援事業所が、継続的に安定した運営ができる環境をどのように整えるかになります。市内でも閉鎖する相談支援事業所が発生し、相談支援専門員の数が揃わない、あるいは担当件数が飽和状態になり、新規受入れをストップせざるを得ないのが現状です。利用者の権利を守るためにも相談支援事業所が安定した運営をすることは重要です。

相談支援事業所連絡会の研修では、全国的にも数少ない相談支援事業所単独で安定した運営を実現している事業所の方から話を伺う機会を設けました。当日は相談支援専門員だけでなく、各相談支援事業所を運営している法人の経営層も参加して、研修が開かれました。後日行われた振り返りでは、講師が所属している事業所と同じような取組は難しいが、できることから取り組んでいきたい等の前向きな意見も出されました。今後も増加する障害サービスを利用される方に対応していくためには、事業所単体での努力だけでは困難であり、相談支援事業所の継続的運営は大きな地域課題となっていると考えています。

次に、災害対策について、令和2年度からの取組を確認いたしました。その取組の一つでもある防災意識を喚起するツールとして、サービス等利用計画の書式を活用することができないか課題を整理し、検討しています。また、災害対策に関する情報が点在しているため、障害者やその家族、関係者がアクセスしやすい情報を整理した、まとめサイトの作成を検討しています。また、市内の地域活動支援センターとの共同による防災への取組を検討し、今後は、そこで実施した内容について、その都度、相談支援部会にて報告していくことが確認されました。

今後の活動予定は、資料5-2, 2ページに記載していますのでご覧ください。

石渡会長： 伊佐委員、報告ありがとうございました。相談支援に関しては、さまざまな課題がどこの地域にもあります。今回、国分寺市内の状況について、国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）のセンター長である、銀川

委員から現況の報告と、今後の課題等について発言をお願いします。

銀川委員：

国分寺市の相談支援体制について、少々振り返りたいと思います。サービス等利用計画の作成は、相談支援事業所の相談支援専門員が担います。ここ数年、自分で書類を作成するセルフプランでしか障害福祉サービスを受けることができない人が増えています。特に、児童の相談は、どこの相談支援事業所も受入れが難しくなっています。それでも、積極的に子どもの相談を受け続けてくれていたのは、市が直接運営している国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの相談支援事業（以下「つくしんぼ」という。）です。

このつくしんぼを語るには、令和3年度に遡ります。基幹相談支援センターは、毎年春に、各相談支援事業所を訪問し相談支援専門員と面談をしています。当時、つくしんぼの2人の相談支援専門員が、年間約270名のケースを抱えており、すでに、新しいケースの受入れができない状態にあることがわかりました。そこで、つくしんぼ、市の障害福祉課、基幹相談支援センターの三者で協議することを提案し、18歳に近くなった年齢の児童から成人のサービス等利用計画を作成する相談支援事業所に引き継ぐことを計画的に始動しました。このことは、相談支援事業所連絡会にて報告され、話し合い、承認をいただきました。つくしんぼは、そこから新規のサービス等利用計画の作成相談の受付をストップしますが、これまでサービス等利用計画の相談を受け続けてきた2人の相談支援専門員を前に、と異論を唱える他の事業所はありませんでした。まさに限界を超えてやってくれていたことを、成人のサービス等利用計画を担う他の相談支援専門員らも十分に認めてくれていたのだと思います。

そこからは、相談支援事業所連絡会での事例検討を経て、基幹相談支援センターも必ず立ち会いながら、丁寧に引継ぎを行いました。民間の相談支援事業所も大変ななか協力してくださり、個々の児童のケースの引継ぎを受け入れてくれました。個別ケースを送り出すつくしんぼ、それを受け取る民間の相談支援事業所、双方ともに限界ぎりぎりではありましたが、本来のつくしんぼのあるべき姿を取り戻すための努力を一緒に取り組んでくれました。このように支援されていれば親子のみならず、民間の相談支援事業所も安心して、その後のサービス等利用計画の相談を引き継ぐことができる、官と民が連携して国分寺市ならではの良い流れができつつあり、就学前の子どもたちの支援こそが、つくしんぼの役割であり、使命だと確認し合うこともできました。

それが、今からまさに1年前、突然つくしんぼの相談支援事業のみ、アウトソーシング（民間委託）することが決まりました。つくしんぼの存在意義について、市内で何度も確認したはずなのに、と市内の相談支援事業所は大変に驚きました。事業を民営化することは、時代の流れからいくとやむを得ないこととも思います。しかし、アウトソーシングの理由が、相談支援専門員を募集しても応募が来ないから、民間に委託すれば、人材はいる。児童も成人もサービス等利用計画の作成をする事業所に委託

すれば 18 歳を過ぎても、その事業所がそのまま受け継いでくれるから安心という説明でした。相談支援体制が危機的な状況にあるなか、民間委託すれば全てが解決するという考えには無理がないでしょうか。

また、アウトソーシングが1年延期になることについて、ご家族に対しての説明会で、一旦ケースを管理者が引継ぎ、次の新しい相談支援専門員に引き継がれることになると説明をされていると伺いました。新規はストップしたままですが、現在 167 名のケースを、相談支援専門員ではない一管理者が背負うには、あまりにもご負担が大きいのではないかと心配になります。

また、今年度末で事業所を閉鎖する市内の相談支援事業者が2件あります。この事業所でサービス等利用計画を依頼していた 20 数名が、現在、行き場を無くして困っています。そして令和5年3月の段階で、セルフプランは、成人 44 件、児童 96 件の合計 140 件でした。今もまだ増えている可能性があります。さらに、来年度も新しくサービスを必要とする人が現れます。

サービス等利用計画の相談支援ができなくなれば、サービスを利用している人たちにとっての不利益になります。必要な支援が届かなくなることは、彼らの権利を侵害していることにもなります。何とか手を打っていかなくてはなりません。社会福祉法人の使命だから、赤字覚悟でサービス等利用計画を背負わなければならない、あるいは、相談支援専門員の心意気でなどと、これまでやってきたやり方では限界に来ています。このままのやり方では、相談支援事業所は経営困難で、体力のないところから廃業するしかなく、相談支援専門員も増えません。私たちは事業の運営の仕方を考え直さなければならない帰路に立たされています。

基幹相談支援センターの取組としては、まず相談支援専門員の負担を軽減するために、事務処理の軽減を考えました。相談支援事業所連絡会で、相談支援専門員の皆さまから意見を伺い検討し、事務処理の仕方、手順の確認、書式の変更、加算取得の勉強、社会資源の情報の共有化等、考えられることは全てやりました。それには、障害福祉課も業務の負担軽減に協力してくれました。厚生労働省からは、加算を取る方向で報酬を積み上げる道が示されています。これにはさまざまな意見がありますが、まずは、やってみないことには希望が見えてこないのではないかと思います。

そこで、令和5年度は、都内の相談支援事業所単独で利益を出している事業所まで出かけ、運営方法を学んできました。9月の相談支援事業所連絡会で、相談支援専門員のほか、各事業所の管理者にも参加を呼びかけ、一緒に話を聞く機会を設けました。今回の話は、相談支援専門員が複数名所属する事業所向けの話でしたが、一人で相談支援事業所を運営しているところの運営方法についても、また別の事業所から、運営方法を学び、相談支援事業所連絡会等で皆さまと共有する予定にしています。

最後に、国分寺市の相談支援体制は、市も民間も本気になって考えていかなければなりません。この問題を解決するには、解決案を導くための意見を交換する場が必要

ではないでしょうか。どこか一法人に一任して解決できる問題ではないと思います。

国分寺市はどこの事業所であろうと、チーム国分寺のメンバーです。「誰かがやってくれるだろう」は、ありえません。市もどういったメンバーを集めて協議すれば良いか、一緒に考えていただけないでしょうか。必要な情報は下ろしていただき、目指すは、どこの事業所も黒字になり、相談支援専門員を増やして、セルフプランを解消し、相談支援専門員一人にかかる負担を少しでも軽くし、質の高い相談支援ができる体制をつくることです。どうか、ご協力をお願いしたいと思います。

石渡会長： 銀川委員，ありがとうございました。先ほどつくしんぼの相談支援事業について、民間委託のご報告もありました。それから、相談支援部会の今年度の取組内容でも、他の自治体の先駆的な参考になる取組をしている事業所の話も聞いたとありました。私も、児童相談所の虐待の困難ケースについての検討等に参加していますが、時期的に早い段階で手を打たないと、さらに厳しい状況になり、子どもも親も追いつめられてしまう、それが事件に至るといふこともあるので、子どもの相談ということは、極めて大事なことだと思います。ぜひ今一度、ご提案いただいた意見交換の場も設けて、国分寺の良い方向、子どもが健やかに育つという方向性を見い出していただき、これは大事なテーマですので、さらなる検討をいただきたいと思います。

今、銀川委員の報告をいただいたところですが、相談支援事業所の運営にかかわる矢部委員に、このあたりのご意見をお伺いさせていただきます。

矢部委員： 相談支援体制の現状について、昨年度あたりから、相談支援専門員一人あたりが受けもてるケースの限度は超えてしまっていると感じています。それでも困難なケースだからと引き受けざるを得ない、そういうケースがあります。私どもの事業所は、昨年度から十数件は、新規を受け付けている状況があります。

サービス等利用計画を新規で受けたいけれども事業所の容量では、これ以上は受付がかなわない。それらの要望に応えるためには、やはり新しい相談支援事業所を増やすか、さらに相談支援専門員を増加することでしか解決できないだろうと考えます。

ただし、先ほども話がありましたが、相談件数1件に当たるこの報酬単価がとても低く抑えられています。どうしても、事業所の経営的には赤字になり、相談支援専門員を増やすことが、そう簡単ではありません。その報酬単価は、国の施策で一律に決められており、その施策を待つようでは、現状が直ぐ変わることはないと思います。今、銀川委員から現状の話がありましたが、今後、話合いの場をぜひ設けていただいて、市の独自の施策を打ち出していくことを考えていかないと、もう待ったなしの状況に来ていると、私自身、非常に危機感を強く感じています。

続いて、つくしんぼの民間委託についてですが、つくしんぼは児童福祉、市内の障害児福祉につながる非常に重要な分野です。これが無くなることは、あってはならないですので、しっかりとしたところに引き継いでいただきたいと思います。ただし、ここには、課題が幾つかあると感じています。

一つは、現在、サービス等利用計画の支援を受ける障害者とそのご家族の支援をしっかり引継ぎできる相談支援体制が整っているところに、丁寧に引き継いでいくことが重要となります。これは、支援を受ける人にとっては、当然のことだと考えます。

次に、つくしんぼの相談支援事業は、18歳を迎えるまでに、その先の成人のサービス等利用計画の相談支援に引き継いでいくのですが、先ほども申し上げたとおり、市内で次の成人のサービス等利用計画の依頼を受けられる事業所が皆無であるという現状を鑑みると、引継ぎ自体が、大変に危ういと感じています。

以上、2つの課題を見ても、これら相談支援体制は危機的状況にあると感じます。都内では、サービス等利用計画の相談支援体制を再構築していかなければならない、という課題は多く出ていて、新たな施策を打って出る自治体もあるようです。他自治体の施策も参考にして、国分寺市としても何か手を打っていく必要が喫緊にあると思います。

石渡会長： 矢部委員、大事なご指摘をありがとうございました。国分寺市の独自施策をどのように展開するのか、先ほど、銀川委員が提案された意見交換の場などが、今後、重要になると改めて思いました。

それでは、サービス等利用計画の支援ニーズを多くお持ちの会員がおられ、さまざまなお話も聞いておられる中山委員、今後の相談体制の在り方や、今の課題等、国分寺市手をつなぐ親の会のお立場から、お話しいただけますでしょうか。

中山委員： 現状についてさまざま伺ったところで発言するのが心苦しいところではあります。まず少し、自分の話をさせていただきます。私の息子は自閉症と重度の知的障害で、行動障害も持っています。今は、立川市のグループホームで生活しているのですが、5年ほど前のこととなります、重度の知的障害者の入居できるグループホームの数が少ないので、息子がグループホームに入居できる日は、いつ来るのだろうか、途方に暮れながら日々を送っていた時のことです。受給者証の更新の手続のために相談支援事業所を訪問した際に、立川市に重度の障害者向けのグループホームができるという新設案内のチラシを偶然目にして、そのチラシを手に取り、入居に向けて動きまして、現在に至っています。

グループホームの新規開設や空き情報は、相談支援事業所の相談支援専門員が把握しています。以前から、グループホームの利用を希望しているのに、相談支援専門員がその貴重な情報をなぜ教えてくれなかったのか、と当時疑問に思ったことを思い出しました。息子の自傷行為や問題行動はグループホームでも続いていて、このまま今の生活を続けていて良いか、とずっと迷いながら今日まで過ごしてきました。

相談支援専門員に、グループホームの息子の様子を見てきていただきたいと思うこともありますが、相談支援専門員の忙しさは、良くわかっているのに、親から無理にお願いできない、とこちらから遠慮して引いている部分もあります。ですから、相談支援専門員と直接、話をする機会はほとんどなく、定期的なサービス等利用計画のモ

モニタリングも行われていないのが現状です。

地域でいろいろな事業所や支援者と関わりながら、このまま暮らし続けていけたいと願っています。特に、重度の障害がある方の場合、通所事業所やグループホーム、相談支援事業所が全て同一法人の中で完結する傾向があるように感じています。

息子もグループホームと同じ法人が運営する生活介護事業所に通所していますが、さまざまな視点で息子を見てほしいという思いがあって、サービス等利用計画を依頼する相談支援事業所は、国分寺市内の事業所に引き続きお願いしています。先日、グループホームの管理者から、ここに入居している人は、同じ法人の生活介護に通ってほしいとはっきりと言われました。同じ法人だと、支援しやすく本人も混乱しないだろうということですが、この先、息子にもさまざまな変化があると思うので、特に親亡き後、自分らしく生きていくことができるのか、不安は募るばかりです。通所先の事業所とは別の相談支援事業所にサービス等利用計画をお願いしている方の中には、もう何年も前からグループホームの入居を強く希望しているけれども、相談支援専門員が、親身になって本人がグループホームに入居できるように動いてくれるようには感じない、通所と同じ法人の相談支援事業所に変えたほうが良いのか、と悩んでいる方もいます。

一昨日、立川市手をつなぐ親の会が主催する、設立 60 周年記念講演会の講師として、福岡寿氏（日本相談支援専門員協会・名誉顧問、長野県自立支援協議会・元会長）に、「相談支援から地域生活支援拠点を考える」というタイトルで、お話を聞いてきました。福岡先生からも、通所事業所、グループホーム、サービス等利用計画を立てる相談支援事業所の全てを、同一法人が抱えている利用者が多いことを危惧していると話されていました。特に、相談支援専門員は、所属する法人の枠にとらわれないで、利用者の目線で、その利用者にあったサービス等利用計画を立てなくてはならないとのことで、支援に困難な事例があったら、相談支援専門員らが集まって、検討する地域体制ができれば良いとお話されていました。息子が入居できそうな国分寺市外のグループホームの新設情報を知らされなかったのも、所属法人の枠という影響があったのだと感じました。

そのほか、福岡先生は、学齢期の方のサービス等利用計画が、主に、放課後等デイサービスの利用目的のみや、セルフプランで作成されるケースが増えていることにも言及されていました。幼少期ほど丁寧なサービス等利用計画が必要だとお話がありました。サービス等利用計画のモニタリングの実施やセルフプランを減らしていくためには、相談支援専門員が何人必要であるのかわかりませんが、現状を打開するということは、大変に困難だと改めて感じています。

それから、緊急を緊急にしないためのプランを、ぜひサービス等利用計画の書面に加えていただきたいと思います。親の会の会員で、休日の夜、息子さんが自宅でパニックをおこして暴れてしまったので、警察に通報し、それでもパニックが収まらな

く、警察に保護され、その後、措置入院となったケースがありました。親の会では、夜間や休日でも市に電話をすれば、障害福祉課と連絡が取れるということ、各会員にお知らせしましたが、どこまで会員の皆さまに周知できているかはわかりません。このご相談された方は、困った時は警察に電話するように、とどこかの機関で言われたことが頭にあったようです。市に電話した後、市からの対応を待つ余裕も、暴れている息子を前にしたらそんな余裕もなかったと思います。これが平成2年の出来事だそうで、昨年親の会の集まりで会員から直接話を聞きました。措置入院に至るプロセス等は詳しく聞いていませんが、同じ親として大変に胸が苦しくなりました。親が障害者の介護をできない状態になること以外に、本人がパニックを起こして、家族の手に負えない状態になることも、緊急と捉えていただきたいと思います。

また、昨年、親の会の会員が、コロナに罹患した際に、障害福祉課に連絡を取りながら、相談支援専門員の力も借りたいと直接連絡したところ、運が悪く、週末ということで連絡が取れなかったとのこと。その後、相談支援専門員に、家庭の状況や希望を伝えた後も、相談支援専門員からは、家庭の様子を伺う連絡もなく、親自身の体調が悪いなか、市や各事業所とのやり取りを親が全部こなして、大変につらく心細かったと報告がありました。

いつどのようなことが起きるか、緊急事態はさまざまなケースがあると思います。コロナが蔓延して、社会全体が緊急事態というなかで起こった緊急事態の対応を考えることも、相当難しいことだと思います。あらかじめプランを考えておくこと、さらに、必要に迫られる前に、障害福祉サービスを利用して、自宅以外での生活を体験して慣れておくことが大切だと思いました。

先ほどからお話があった、サービス等利用計画計画の単価や加算については、親の会でも近隣市の情報を収集するなど、一緒に考えていけたらと思います。

石渡会長： 中山委員、いろいろと考えさせられる大事な話をありがとうございます。グループホームに入居したから一件落着ではなく、その後もさまざまなことが起こります。相談支援専門員がライフステージの経過に寄り添って伴走しながら、その方のキーパーソンとして把握していくことは、とても大事なことだと思います。

それから、家族のお話もありましたが、8050 問題という親の介護が必要になり、子どもがひきこもっているというような典型的な例も含めて、高齢者の支援と障害者の支援、子どもの虐待等も、子どもの支援とどのように重なり合うかについて、重層的支援体制整備事業が、改正社会福祉法（第 106 条の4）[令和3年4月施行]で位置づけられ、国分寺市では社会福祉協議会が担うということですが、北邑委員に今の状況等についてお話をいただきます。

北邑委員： 重層的支援体制整備事業*は、令和5年度から本格実施となりました。国分寺市社会福祉協議会が委託を受けて実施しています。

現状を簡単にご説明させていただきますと、担っているのは、国分寺市社会福祉協

議会の職員である地域福祉コーディネーターで、東西の地区に各2名配置しています。役割としては、地域におけるあらゆる相談に幅広く対応するほか、どこに相談したら良いかわかりにくい相談等も受け止め、必要に応じて適切な支援機関、支援関係機関等につなぐことがその役割となります。

*重層的支援体制整備事業：区市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。[第4期 国分寺市地域福祉活動計画(2022~2024年)より抜粋]

第4期 国分寺市地域福祉活動計画(2022~2024年)にも位置付けられています。今年1月から、市役所の第二庁舎の中にて、毎週水曜日、福祉の総合相談窓口を開設し、週1回ですが、コーディネーターが交代で詰めています。本格実施に伴い、多機関協働事業に、以下2つの会議体を位置付けました。

その一つが、「支援会議」です。対象となる本人の同意が得られないケースに対する協議で、各関係機関がそのケースを把握しながらも支援が届いていないケース、事案に対する情報共有のほか、地域における必要な支援体制の検討を行う会議です。参加する関係者には守秘義務を設けて、それぞれ機関からの情報提供や関わり、現状等の情報共有を行い、役割分担、また、支援方針について話し合っています。4月から、計6回開催し、ケースの主な内容は、3世代各々が課題を抱える世帯に対して、さまざまな支援機関が関わり、一事業所、一関係機関だけでは解決が難しい、そのようなケースについて情報提供をいただき、情報共有を行って役割分担をしているケースが一つ。また、8050問題では、高齢の両親、または、そのどちらかが支援を拒否されているなかで、同居する子どもに何らかの障害の疑いがある方への支援について、特にこういったケースは、地域で高齢者の支援を行う地域包括支援センターとの連携の中から、相談をいただくケースが多くあります。障害という認識がない子に関する支援、ひきこもりや学校に行けない児童に対する相談も数多くあります。

もう一つ、「重層的支援会議」という会議体は、支援対象となる本人の同意が得られた事案に関してプランを作成し、そのプランを支援機関の皆さまと共有し、そのプランの適切性を協議する場となります。

本年4月から、事例は1件あり、会議を3回開催しました。本ケースは、障害の疑いのある本人、そのパートナーの方にも障害があり、その子どもに関わる事例です。プラン作成については、プランの評価を実施し、各支援機関の役割分担が共有され、支援方針等のプランに沿って達成できたことから、世帯への支援をマネジメントする役割も明確化された、とのことで終結の形になっています。

この2つの会議は、毎月第2火曜日の午後で開催し、事案の状況により緊急性の高い場合は臨時で開催をします。このように、コーディネーター等が受ける相談については、ひきこもりの家族からの相談、ただし、子ども本人が困っていないケースがほとんどですので、ご本人との信頼関係を構築するための工夫や、連絡手段等でかなり長期化していると感じています。

また、他の1件は、近所に関するトラブルについて、また、さまざまな相談に対して窓口で受け止めており、関係機関の皆さまと連携しながら進めている状況です。

石渡会長： 北邑委員、ありがとうございました。厳しい状況におられる方の支援ということで、ご苦労が伺われるのですが、先ほどの事例にあったように、障害がある人が家庭を持ち、子育てすることを前向きに支援していく流れも注目されているところです。

さて、3人の委員の話から、相談支援専門員が、障害がある方の大事なキーパーソンであるということを、改めて実感させられました。ここまでの意見等を踏まえて、伊佐委員、さらに何かお気づきのことがあればお願いします。

伊佐委員： 中山委員のご自身の体験、親の会の方の体験は、大変つらく、大きな不安があるということがわかり、相談支援専門員として何ができるのかと考えさせられます。

一つに、相談支援専門員一人に対しての過重な負担が、その根底にあるという感じを受けました。時間的なゆとりがない、安定した方への視点がどうしても薄くなりがちだということは、目の前で、今、動いている方にどうしても関わってしまう傾向があると感じました。

情報の共有に関しては、相談支援専門員が情報をどこから受けて、どのように発信していくか、常に迷うところだと思います。特に、相談支援専門員が一人しかいない事業所は、困難だと思うのですが、ここに関しては、基幹相談支援センターが、相談支援事業所と共有するウェブサイトを立ち上げ、例えば、市内外のグループホームの新しい情報や研修の案内等を、全相談支援専門員が同じ条件で知る機会が整備されつつあり、改善されてきたように思います。

また、月に1回、相談支援事業所連絡会が開催され、相談支援専門員に必要な情報が共有される貴重な機会だと思います。特に、一人事業所では難しい状況がありますが、各事業所が集うことで、新たなことを勉強する機会や事例を検討する機会も、整ってきたところで、今後どのように活かすかは、これからの課題であると受け止めています。さまざまご指摘をありがとうございます。

次に、障害のある児童のセルフプランが急増しているという課題があります。これに関しては、障害児が成人に18歳で切り替わり、さらに介護保険に移行する65歳まで、実に丸46年間あります。障害のある方が増加の一途であることと、障害者の高齢化、重度化も課題にもなっています。障害のある一人の方が、同一のサービス量で長期間サービスを受け、相談を受け続けるよりも、歳を重ねながら次のステップへ、そして介護保険とどのように連携をはかりながら、その方自身のライフサイクルを捉えたら良いのか、という課題にも直面しており、児童のみならず、障害者の全体を見据えて、相談機能の全般を整えることは、もはや喫緊の課題だと思います。

これについては、相談支援事業所、単体では全く解決はできません。今、お話のあった重層的支援体制整備等が機能してきていますが、今後、分野横断的にどのように体制を整えていくのか、市をあげていかに相談支援体制の充実に取り組むのか大きな

事であろうと考えます。冒頭、次期障害福祉計画・障害児福祉計画等の「指定特定相談支援事業の体制整備」の項目で、「必要な人が相談支援事業を利用できるようにと、令和8年度の目標値を、相談支援事業所数を 14 事業所、相談支援専門員を 35 人に上方修正した」と報告がありました。失礼ながら、文言にすると簡単に言えてしまえますが、いざ実現するとなると、到底簡単なことではないだろうと思います。

これからどのようにこれを構築していくのかは、ぜひ皆さまのご意見を聞きながら、市と協力して整えていけると良いと願っております。また、相談の「量」への対応と、「質」の確保はバランスが大切だと思いますので、そこに関しては、相談支援事業所の一員としても、ただただ「量」多きで良いことではなく、しかし、「量」にも対応しなくてはならず、相談支援部会でも引き続き検討してまいります。

石渡会長： 各委員から重い話を聞き、かつ、これからどのように国分寺市が変わっていき、そこに期待を持てるのか。今後のイメージが持てるような、相談体制が成果を上げる、そのような体制をぜひ築いていただきたいと願います。相談支援部会としても、さまざま検討していますが、やはり行政の協力は必須ですので、ぜひ行政の方と力を合わせて、良い方向を見いだしていただけたらと思いました。大変な課題ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、相談支援からも大事なご指摘をいただきましたが、次に、就労支援の部会について、池田委員から報告をお願いします。

池田委員： 資料 5-2「中間活動報告書」、就労支援部会のページをご覧ください。今年度の主な取組内容は 4 点、「就労支援に関する地域の課題の掘りおこしと各課題解決のために必要な取組について」、「優先調達の推進について」、「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下「お仕事ネットワーク」という。）価格表の活用について」、「商業施設での販売会の充実について」、就労支援部会にて協議しました。すでに実施した活動内容及びスケジュール等は、後段のとおりです。

ここでは、「成果・活動等から見えてきたこと」について説明させていただきます。上半期の就労支援部会では、主に各作業部会の取組状況について情報共有しました。

「優先調達の推進について」は、市の契約案件を優先調達で受注するためには、市の職員とお仕事ネットワーク加盟事業所が顔の見える関係をつくるのが大切であることを前提に、こういった動きができるのかを検討しました。

令和7年1月に新庁舎への移転が予定されており、新たに発生する業務について、優先調達を積極的に呼びかけたいという意見がありました。

また、お仕事ネットワークのような共同受注組織がない自治体の場合、発注できる事業所がないことを理由に、優先調達を断念するケースも有り得るため、市の障害福祉課から他市の障害福祉課に、お仕事ネットワークについて話すことも、可能性として考えられるという意見等がありました。

「お仕事ネットワークの価格表の活用に関して」は、知名度不足を感じています。

各事業所の受注獲得への意欲にばらつきがあり、複数の事業所が加盟して運営するスケールメリットが十分に発揮できていないことも、受注拡大に結びつかない要因の一つとして考えられるという意見があがりました。価格表の配布については、動画を活用すること、商工会の活動に参加してお仕事ネットワークについて周知するなど、周知方法の工夫が必要という意見があがりました。さまざまな意見をいただくなかで、今後の活用、周知についてさまざまな工夫の可能性があることを感じました。シルバー人材センターとも折り合いをつけながら、実際の反響について情報共有しながら、価格表を活用されることにより、障害者の作業・収入の拡充につながっていければと考えています。

「商業施設での販売会の充実について」は、ミーツ国分寺、国分寺マルイ等の商業施設と販売会の開催時期、場所、時間帯について打合せを予定しています。残念ながら、上半期はタイミングが合わず実施できていません。セレオ国分寺のご協力により、12月の障害者週間行事における販売会を予定しています。12月1日金曜日から7日木曜日の7日間セレオ国分寺1階ぶんじマーケット・中央入口前にて実施予定です。場所の広さ、開催日数等、例年と比較して規模が拡大して開催される予定です。お仕事ネットワークへの発注の相談会や、試食、試飲、動画、販売以外の方法でお仕事ネットワークを周知するほか、受注につなげるスペースを設けるなど計画中です。今後も、見えてきた課題を元に、工夫や改善点を検討し、次回以降の販売会の売上アップにつなげていきたいと考えています。

「就労支援事業所連絡会」は、就労移行支援事業所に限らず、一般就労を支援する事業所（就労継続支援 B 型）も参加し、就労支援事業所連絡会を開催しました。就労移行支援事業所4事業所、就労継続支援 B 型事業所 2 事業所、合計6事業所の参加となりました。

「地域における実習先の開拓について」は、国分寺市障害者就労支援センターの運営委員会を通じて、地元商店街のイベントへの参加、地域交流、相互理解を深める計画立案を進めています。顔の見える関係性を築きながら、地域への貢献、障害者雇用の啓発、実習受入先の開拓等につながる取組を実施できればと考えています。

そのほか、放課後等デイサービス事業所、就労継続支援事業所、相談支援専門員等、学校と関わる際に閉鎖的な雰囲気をお互いに感じているのではないかと、お互いがどのような活動をしているのか、情報共有は大切であるとの意見交換を行いました。今後、相談支援や就労支援の連携は継続的に行う必要があるが、どのように実施するのが最適なのか、今後も意見交換を続けていく予定となっています。

石渡会長： 池田委員、報告をありがとうございました。就労支援部会に関しても、さまざまな取組が進んでいることを感じました。市内の12月の障害者週間にて、セレオ国分寺で販売会等をやると報告がありましたが、ここにも関わっておられる佐々木委員より追加でご報告いただけることはありますか。

佐々木委員： 私が所属する国分寺市身体障害者福祉協会は、市内の社会福祉法人ななえの里の就労継続支援 B 型ともしび工房に関わっておりますのと、また、私が一般社団法人一粒福祉会デイオアシスマほろば（国分寺）の運営に携わっておりまして、このお仕事ネットワークに参加している立場で発言させていただきます。

昨晚、お仕事ネットワークの定例会があり、毎年 12 月に開催する障害者週間の販売概要が見えてきました。今年もセレオ国分寺に協力していただいて、市も大変にバックアップくださり、今回は、例年になく大規模な販売会をさせていただく予定であります。

さらに、最近では、各事業所の製菓等の販売会だけではなく、ワークショップ形式で、障害がある皆さまと市民の方と一緒にクラフト作品を作成するなど、ワークショップを、セレオ国分寺9階インドアガーデンにて展開しております。

今年も市内の小学校にてチラシを配布し、各家庭までチラシをお届けするほか、今回、初の試みで、チラシの QR コードからインターネットを介して、クラフトワークショップの受付が可能となります。さらに、クレジットカード、PayPay 払いなど、キャッシュレス決済を導入します。となく障害者施設は、キャッシュレス対応が遅れていて、若者の顧客獲得も進んでいませんので、今回はぜひチャレンジしてみよう。そして、さまざまな障害のある方や市民、子どもも一緒に参加できるようにさまざまな工夫をこらしていますので、ぜひ足をお運びください。

今回、このチラシが間に合えばよかったのですが、印刷が間に合わず残念です。

自立支援協議会のニュースレターNo.13 の裏面の記事で、「障害者施設の冬のスイーツ&ハンドメイドフェア」が掲載されておりますのでご覧ください。就労の事業所側も努力して障害のある方の販売の工賃を上げていきたい、そして、生きがいをつくりたい、それから障害のある人たちのことを市民の人にもっと理解してもらいたい、という思いでさまざまに工夫してやってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

石渡会長： 佐々木委員、ありがとうございました。販売会だけでなく、ワークショップも行うなど、来場される小学生から若者、さまざまな客層を想定して工夫をしてくださっています。成果についても、ぜひ報告をお願いします。

それでは就労支援に関して、いつもお力添えをいただいているハローワークの成島委員より、今度、短時間労働であっても雇用率に算定されるという流れができていますので、ここも含めて説明をお願いします。

成島委員： 令和6年4月から、特定短時間就労の労働時間は、週 10 時間以上 20 時間未満とし、障害者の雇用率にカウントされるようになります。これについて一部事業所の方から聞いた話などを共有させていただきたいと思います。

まず、特定短時間労働者が雇用率にカウントされることで、良い面としては、雇用率未達成の事業所については、雇用率の対象が増えるため、達成するために、こう

いった障害のある方を雇うメリットはあると思います。それから、人手不足の業界においても、場合によっては、解消にもなるだろうと思います。これらの障害のある方も、週 20 時間以上の就労が困難な方でも、一般就労が可能となりますので、メリットはあると考えています。

一方で、短時間の仕事の切り出しが難しいという事業所サイドの意見も聞いております。こういった仕事を切り出していけば良いのか、と苦慮されているという話も聞いております。職種の偏りも生じてくるのではないかと、また、週 10 時間程の勤務が可能である障害者は、安定就労が継続できるのか、将来的には、週 20 時間以上の就労が可能となるのかということも懸念されているという話もあります。

また、ハローワークで扱う国の助成金の制度がまだ整備されていけませんので、助成金を活用し雇入れをしたいという事業所に関しては、現状、週 10 時間以上 20 時間未満の方を雇うには、ややハードルが高いのではないかと思います。ここまで、特定短時間就労に関してのご説明をさせていただきました。

難病のある方については、本日お手元に配付した「難病患者就労就職サポーターにご相談ください」という見出しのチラシをご覧ください。東京のハローワークでは、難病患者就職サポーターが、ハローワーク飯田橋とハローワーク立川の2箇所に配置されています。

特に、多摩地区の難病患者の方については、立川のハローワークをご利用されている方がほとんどです。ご覧のとおり、難病患者就職サポーターは、難病をお持ちの一人ひとりの状況を踏まえた就職活動を支援し、また、在籍中に難病を発症した際の復職や転職についての相談等、総合的な就労支援を行っています。

このチラシの裏面に、支援の流れについて書かれています。まずは、初回相談からさせていただきます、その後に、就職の登録と支援開始、最終的に定着支援をさせていただきます。いずれに関しても、予約制ですので、何かございましたら、まずは電話でお問い合わせをお願いします。難病を抱えておられる方が、立川のハローワークにお越しになるのが難しい場合は、オンライン相談も実施しています。併せて、ご相談をいただければと思います。

石渡会長 成島委員、ありがとうございました。障害がある方が働く場が、多様な形で広がっていると感じました。引き続きよろしくをお願いします。

難病患者就職サポーターについて、成島委員からお話をいただきましたが、難病の当事者団体のお立場で、白木委員、お気づきのことをお願いします。

白木委員： 難病指定に関しては、令和3年11月施行の指定難病が338あります。市内の難病の会に所属する会員メンバーの難病も、誠に多種多様であるのが実態です。

ですから、難病の会の会員の支援の現状、課題について、具体的には把握しきれていません。ここでは、難病の会にまつわる多様な活動についてご紹介します。

一つは、私は、国分寺市障害者センターの地域活動支援センターつばさのプログラ

ムで、パソコン広場のボランティア・スタッフとして長年携わっています。そうしますと、難病の当事者とも関わる機会が多くあり、その他の障害のある方とも接する機会が頻回にあり、パソコンの操作だけでなく、障害のことや地域での生活のことを聞くなど、そのような場があります。

また、前回のこの会議でもご紹介した難病の会の LINE グループの活用です。私どもの難病の会は、60 名程の会員が在籍していますが、そのうち 20 名程が LINE グループに登録しています。月 1 回開催する定例会に出席されない方も LINE グループでは、積極的に発言をされており、難病の会では、SNS と定例会と二つのグループで意見を交わしているところです。いずれ地域課題につながるようなことを抽出して、この場でも報告できたらと考えています。

石渡会長： 白木委員，ありがとうございました。難病の方の状況の把握が難しいところではありますが、今日、LINE の活用についてもお聞きし、また先ほどは、キャッシュレス決済など、障害のある方に携わる支援も、大きな変化があることを感じています。さまざまに良い方向が見えてきていますので、これからもよろしくお願いします。

それでは、先ほど倉林委員が、新委員の紹介の際に、就労移行支援事業所で活動されているとお話されましたが、就労支援に関してご発言をいただければと思います。

倉林委員： 先ほど紹介の際に申し上げたように、現在、私は、就労移行支援事業所に通所しながら就職を目指しています。そのことについて発言させていただければと思います。

実は、昨年8月に一度、ハローワークを通じて就職しましたが、条件等が合わなかったこともあり、1年弱で辞めてしまいました。その経験から、今回の就職活動では、なるべく多摩地区の近場で、パートの事務で、土日休み、という3条件で求人を探しています。これらの条件で絞り込むと、求人数がなかなか少ない状況でして、この多摩地区内のパートの事務職が、もっと増えてくれると良いと願っています。

ただし、明るい兆しもありまして、23 区内で探すと比較的求人数があるようです。しかし、ここには通勤という大きなハードルがあります。都心の求人では、就業開始時刻を遅らせても良いか、と相談ができれば、よりありがたいと思っています。

そして、前職が続かなかった原因として、コロナ禍で、就職前の体験や見学、または、雇用前実習が実施できなかったこともあげられます。現在も、未だコロナの感染がまだ完全に落ち着いていない部分もあるので、企業側で、ぜひそういったことを実施する方向で検討していただければと助かります。

ハローワーク立川の相談員の皆さまには、親身になって相談に乗っていただいて、いつも感謝しています。ありがとうございます。

石渡会長： 倉林委員，ありがとうございました。今までのさまざまな体験を次へつなごうとする前向きなお話をお聞きしました。ハローワークの協力も得て、ぜひ、良い職場を探していただけたらと思いました。昨今の就労支援は、いろいろな新しい流れがあることを感じましたが、池田委員，補足等お願いします。

池田委員： 皆さま、貴重なご意見をありがとうございました。多様化が進んでいることを身に染みて実感しています。就労支援センターの登録者の方との面談の中でもワーク・ライフ・バランスを考えましょう、そのような話も今の時代にあって、就職は決してゴールではなく、転職もあり得るさまざまな働き方、多様性が認められる世の中になってきたと実感をしています。ですので、一般就労だけが全てではなく、福祉的な就労、そういったこともご自身の選択としてはあるのだと思います。一度、福祉的な就労になったからといって、一般就労できないということもありません。ですので、そのときに必要な選択を相談に乗ってくださる方、相談支援専門員をはじめ、就労移行支援事業所等、ご家族も含めて相談しながら進めていただければと思います。そのなかでも、地域の方に理解をしていただきながら、福祉的就労であったとしても収入がある程度確保される、生きがいきちんと持てるように、生活の部分についても向上していく必要があると思います。多様化が進んでいくなかで、選択肢の一つとして短時間就労も、雇用率が算定されるようになり、デメリットもありますが、メリットも多いように思います。

今後、就労支援部会はじめ、就労支援事業所連絡会、国分寺市障害者就労支援センター等、さまざまところで、皆さまから意見をいただきたいと思っています。

石渡会長： 池田委員、ありがとうございました。多様な障害のある方が個々に納得できる働き方ができるように、またよろしく願います。

それでは、精神保健福祉部会について、毛塚委員に報告をお願いします。

毛塚委員： 資料 5-2「中間活動報告書」5 ページをご覧ください。精神保健福祉部会の取組は6点、①「地域生活支援拠点」における「体験の機会・場」の機能について、ピア国分寺でのミドルステイの進捗把握、有用性や効果について検討する。②精神障害者に必要な緊急時の支援について、ニーズの整理や必要な機能について協議する。③精神障害に関する普及啓発について、対象や方法等を協議する。若年世代については教育部門との連携を模索する。④精神障害当事者からヒアリングを行い、今後の支援課題を抽出し、施策・制度への反映を模索する。⑤居住支援の実際について現状の把握を行う。⑥地域移行等支援連絡会にて「退院意欲・退院支援意欲喚起のためのツール作成」等退院支援の体制構築の取組、近隣市の精神科病院へアプローチを重ねる。

まずは、全体を通じて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて継続的に協議を行います。このシステムの中には、入院中の市民も対象となり、地域移行につなげていくことが命題となり、①～⑥の協議の中に反映されています。

まず、今年度前半は、①、③、④、⑥を協議しました。特に、「退院意欲・退院支援意欲喚起のためのツール作成」として動画の撮影を実施し、今回、第2作目として『グループホームの生活ってどんな感じ?～グループホームでの1日～【アパートタイプ編】』を制作しました。昨年度に作成した『グループホームの種類について～寮タイプ、アパートタイプ、一軒家タイプ～』は、基幹相談支援センターのウェブサイト

(検索サイトに「とわぶる」と入力ください)に掲載しています。前回作は、限定公開でアドレスを知った方しか見られないという設定でしたが、年間で再生回数が160以上あり、一定数の方にはご覧いただけただけということになります。今は、基幹相談支援センターのウェブサイトでご覧いただけますので、よろしく申し上げます。以下、スケジュールに関しては、割愛いたします。

資料5-2「中間活動報告書」6ページの「成果・活動から見えてきたことなど」(課題整理)をご覧ください。昨年度に作業部会として新設した「地域移行等支援連絡会」ですが、今年度も定期的を開催し、「地域移行」や「地域定着」を促進するために、ツールの作成や事例検討を行っています。事例検討においては、まず「好事例」を抽出し、そのケース検討を行っています。

普及啓発では、まず、精神に係る疾患の早期発見や若年層への正しい知識等を取り扱うことを検討しています。当作業部会も制作に協力しました、11月10日YouTube配信された、国分寺ぶんぶんチャンネル11月号「東京の重心にはココロに寄り添う温かいサポートがありました」も活用できると考えています。テーマは「こころの健康」、掲載内容は、市の障害福祉課が実施する心の健康相談の紹介となります。ぜひ、ご覧いただけたらと思います。

これらも含めて、若年層への普及啓発の拡大を図るための一環として、市内の小学校や中学校向けの講座を企画したいと考えています。社会福祉協議会のボランティアセンターとも打合せを随時しているところです。

次に、ピア国分寺でのミドルステイが今年度開始され、地域移行支援等にも活用いただけるということで、近隣市の精神科病院にも広く周知できたらと考えています。現在、その対象者が数名おられるということで、その方の利用段階も見ながら、またここで報告ができたらと思います。

そして、精神保健福祉部会では、これまで市内の精神障害当事者へのインタビューやヒアリングを実施してきましたが、今回は、市外の実践について、特に、精神疾患ピアサポートの活動を展開する事例について、その実施事業所とそこに所属するピアサポートを担当する当事者にお越しいただく予定にしています。最後に、今後の活動予定もご覧ください。

石渡会長

毛塚委員、ありがとうございました。動画を多くの方に視聴していただき、今日も、新作を会議の前に映されましたが、もっと広く周知されると良いと思います。若い方についての普及啓発も、教育部門との連携はますます大事になってくると感じています。ぜひまた良い成果を聞かせていただきたいと思います。この動画の制作については、今後の普及に関して、次なる展開があると思いますが、国分寺市の民生委員のお立場で、小野委員、お気づきのことがありましたらお願いします。

小野委員：

先日、民生委員が避難行動要支援者のリストにある全家庭を訪問する機会があり、そのリストにあった障害のある方が住まわれるグループホームに訪問しました。

前回の動画、『グループホームの種類について～寮タイプ、アパートタイプ、一軒家タイプ～』を見ていたので、それまでグループホームについて全く知識もありませんでしたが、動画のおかげで訪問した先が、障害者のグループホームであることがすぐに理解できました。

しかし、その避難行動要支援者の名簿の中には、グループホームである記載はなく、事前の情報はこちらに全く知らされていませんでした。実際に訪問してみると、常勤の管理者がおられ、その管理者が話すには、いざという災害時には、その管理者が付き添うことになっているので大丈夫です、と聞いたところです。民生委員としては、災害支援の必要がないのだと思いました。

また、その訪問時に、管理者がグループホーム内部の説明をしてくれて、管理者が一人で全室を見て回れるから、災害時でも大丈夫ですとのことで安心しました。私からの報告は以上です。

石渡会長： 小野委員、ありがとうございました。昨今、グループホーム等に関して、さまざまな情報があるようですが、やはり市内の精神障害のある方の居住支援となりますと、はらからの家福祉会が切り開いてきたところが大きいと感じます。

では、武蔵台学園の山本委員に、先ほど教育との連携についての話も出たのですが、新しい動画『グループホームの生活ってどんな感じ?～グループホームでの1日～【アパートタイプ編】』を見ていただき、その感想も含めてお願いします。

山本委員： 武蔵台学園でも、卒業後すぐにグループホームに入居される方、または、在学中からグループホームに入居され、グループホームから通学する方もいます。そういった生徒たちを見ていると、新しい生活に踏み出していくには大きな不安があるようで、グループホームの話が出て、グループホームは知らない人と一緒に住むのでしよう、と言う生徒もいて、不安がかなり大きいことがわかります。

昨年度も、グループホームの入居を検討する生徒がおり、私もその生徒と一緒に、グループホームを調べて、YouTube 配信で前回の動画を見て、実際に、グループホームを何軒も見学に行きました。その生徒は精神保健福祉手帳をお持ちで、結局、アパートタイプのグループホームに入居しました。今回、紹介いただいた新作の動画のように、丁寧に説明してくださるとありがたいです。生徒がグループホームを知ることの取っかかりとしては大変に良いと思いました。さらに、地域移行等、グループホームを検討する人にとっては参考になるだろうと思います。学校でも、生徒の将来を考える際に、これからもぜひ使わせていただきたいと思います。

石渡会長： 山本委員、ありがとうございました。私も最近、訪問した10人程度の精神障害のある方のグループホームで、高齢の方が多くなかに、学校を卒業したばかりの若い方が入っていて、その若い方が、他の高齢の入居者からまるで自分の孫のようにかわいがってもらって、と言うと語弊もあろうと思いますが、若い人にとって高齢者と関わる良いきっかけになり、さまざまな出会いがあるということを感じました。

それでは、病院から地域へ、ここではピアサポーターの活動が大きな役割をしている、国分寺でもピアサポーターが活躍してくださっているのですが、保健所のお立場で、佐藤委員、このピアサポートの取組等について、お気づきのことをお話しただいてよろしいでしょうか。

佐藤委員： ピアサポーターの方の活動は、とても大事なことだと実感しています。先ほどの報告で、教育部門から連携して支援という話もありましたが、他市の話で恐縮ですが、近隣市では高校生向けの精神疾患の健康教育が実施されています。そこで当事者の方にもご登壇いただいて、ご本人の体験を話してもらう機会がありました。そこで、教育機関側から受診させたいが、保護者が保険証を持っているので受診ができない、どのようにしたら良いか、そういった具体的な質問もあったそうです。そういった話を聞きますと、当事者の方が相談にあたることも大切なことであろうと思います。

石渡会長： 佐藤委員、ありがとうございました。精神保健福祉にまつわるピアサポート活動は、全国的にも広まっていると感じています。保健所としても、さまざまなバックアップをこれからもしていただけたらと思います。

さて、東京弁護士会の精神科医療に関するご活躍は大変に顕著だと感じています。石井委員のお立場で、普及啓発も含めて、現在活動されている様子や今後の取組などについて、ご説明いただけますか。

石井委員： 弁護士会多摩支部では、退院請求プロジェクトチームを組みまして、精神科病院に入院中の方の退院などの支援をしています。実は、本プロジェクトチームは、歴史としては少々浅くて、令和2年4月に開始したため、丸3年半が経過したところです。

本プロジェクトチームが形成される以前は、何も対策をしていなかったわけではありませんが、その当時は、連絡が来たら行ける弁護士が、現場に行く程度のものでした。それをシステム化して、令和2年度から、本プロジェクトチームを組んで、当番制を取って対応に当たるようになりました。

この件数なのですが、これを皆さま、多いと思うか少ないと思うのか、わからないのですが、当初は、年間45件から50件程度の対応でした。それが令和5年、今年には年間でいくと70件を超える見込みですので、かなり増えてきています。この増加の要因が何なのか、まだわからないのですが、少なくとも一切広報はしていません。病院の内部で、患者同士の連絡や家族同士の連絡などで、少しずつ認知されていると思っています。この件数が増えること自体は大変良いことだと思っていますし、広報をしてどんどん増やすべきだと考えているのですが、当番を担ってくれる弁護士の数も限られており、次々と連絡が来ても、対応がパンクする可能性があるため、現状では、広報で取り扱うケースを増やすところまで、もう一歩というところです。

具体的に何を支援するのか。精神科病院に入院している患者、またはその支援者の方からの要請があった場合、どういうことを依頼されるのかについては、一つは、退院させてほしい、他には、処遇の改善となります。

前者の退院の要請は、やはりハードルが相当高く、うまく退院まで持っていける件数が、年間2件程あればという段階です。この点は、厳しい状況が続いています。

一方で、処遇改善に関する相談は、かなり成果が上がっています。処遇改善とは、全ての精神科病院が対象ではありません。一部の精神科病院については、入院すると2週間は必ず隔離措置を取る病棟が多く、本プロジェクトチームで動くと、隔離措置については即時に解除されるという例がかなり多くて、これらの統計は取っていないのですが、恐らく体感で言うと、半分程度は、措置が解除されていると思います。

退院が難しいというのは、何度も出てきている話ではあるのですが、退院後に、どうするのかという話になり、その受け皿がしっかりしていないことが一番大きな問題になってきます。東京都は、精神障害者地域移行促進事業委託事業者を指定し、当支部でも、その委託事業所との勉強会を行いまして、人脈を広げていき、少しでも受け皿になってくれるところを確保していこうと、弁護士会としても取り組んでいます。

この取組自体も良いことだと思うのですが、その個人同士、お互いのキャラに頼っていると云いますか、人脈は、個人的につながりを持っていかないとうまくいかないところが課題だと思っています。

石渡会長： 石井委員、ありがとうございました。法的な権限を發揮できる弁護士という職種だからこそ、2週間の隔離のうち、半分の日数を解除できたと聞き、すごいことだと思いました。地域移行に関しても、ぜひご協力をいただければと思います。

それでは、さまざまなお立場からご意見をお聞きしましたが、精神保健福祉部会の毛塚委員、補足等があればよろしくお願いします。

毛塚委員： 皆さま、ありがとうございました。制作した動画は、こちらの期待している使い方をしてくださっているとわかりました。今回は、『グループホームの生活ってどんな感じ?~グループホームでの1日~【アパートタイプ編】』として、グループホームに入居した際の1日の流れを追っていますので、山本委員の感想にもありましたが、入居に迷われている方、探している方に、ぜひご覧いただきたく思います。

また、ピアサポート活動の場を広げていく必要があると思っています。それに関して、地域移行は、私のいる事業所にとって命題でもありますが、地域支援が整っていないとやはり地域で迎えることもできません。地域生活の場面でもピアサポーターの活躍の場を広げ、このように生活していける、というモデルを見せられる仕組みを、引き続き考えたいと思いました。その流れで、教育部門とも連携しながら、国分寺に暮らすピアサポーターのことも、若い時に伝えることは大事である、と考えているので、ピアサポート活動との両輪で教育部門への関わりを見つけていけたらと考えています。

最後に、地域移行についてですが、弁護士はじめ司法から注目していただき、進めていることはありがたく思っています。八王子市の滝山病院の痛ましい事件が起こり、しかしこのことは、滝山病院だけでなく、日本の精神科医療を含んだ精神保健医

療福祉のあり方が、こういったさまざまな問題を孕んでいるのではないかと考えています。国分寺市の自立支援協議会の精神保健福祉部会としても、国分寺市民の方を中心に、精神障害者の方が何かあって入院したとしても、地域としてのつながりを決して絶やさない、連絡が途絶えてしまうと病院から救出することもできなくなりますので、やはりずっとつながりをつくっていける国分寺の障害者施策にできればと願っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

石渡会長： 毛塚委員，ありがとうございます。動画の次作も期待しています。地域移行に関しては、重い課題だと思います。入院後もつながり続けることは、長期入院をなくすことにもつながることだと思います。さまざまな課題がありますが、これからもよろしくお願いいたします。それでは、3つの専門部会から報告をいただいたのですが、土井副会長，ここまでのまとめのコメントをいただければと思います。

土井副会長： 3部会，さまざまな報告を聞かせていただきました。特に，今回の自立支援協議会は，本来の地域課題の解決に向けて，市内のさまざまなお立場で，見識，そして経験，さらに実践されている方の，正直な意見，現場のひりひりする臨場感が意見として出されて，地域の課題について市全体で共有する良い機会であったと思います。

特に，今日大きく取り上げるべきは，相談支援体制のことです。私も過去，相談支援部会の部会長を仰せつかっていましたが，危機的な状況と話されたのは，私としては，危機的ではなく危機，「的」は無いという状況だと認識しています。相談支援専門員をスポンジに例えるならば，水をたっぷり含んだこのスポンジが，もう少し水を含む，もうちょっと水を吸い上げるかも…と水を差し向けるが，しかし現実には，もうこれ以上，水を吸収しない，それどころか，あふれ出している，そのような状況を想像してください。スポンジの数は増やしているはずなのに，どうして多くのスポンジは水をこれ以上吸い上げないのか，そして，多くの事業所が，新規の相談に手をあげないのか，そして志あって手をあげた相談事業所がどうして縮小，撤退，今は，どうにか頑張っている事業所も，もう限界が近いということも聞いています。そのような課題に向けて，今日の会議で，正直な意見が多く出されました。そして，冒頭に説明がありました，次期，障害福祉計画・障害児福祉計画等の中にも，積極的セルフプランの方は除きまして，相談支援専門員がついて欲しいのに，相談支援専門員の数不足，順番待ちしているが，ひとまずセルフプランで障害福祉サービスの利用をスタートする方を少なくしていくことを，市が計画で掲げるわけです。これは大事なことです。では，そのためには今後どうしていくのか，市としてどうするのか，そして事業者としてどうするのか，そういったことをこれから具体論として，その解決に向けて，一致協力していくべき時期になったと思います。これこそが，地域自立支援協議会の価値でありますし，見せ場だと思います。私としましても，全力で協力して，知恵を絞っていきたいと思います。本日は，大変すばらしいご意見や，忌憚のない意見を聞かせていただき，大変に勉強になりました。どうもありがとうございました。

石渡会長： 土井副会長，すばらしいまとめをありがとうございました。スポンジの例えは，すっと腑に落ちるような説得力を持ってお聞きしました。

それでは，「情報提供」のところに入らせていただきます。まず，令和5年度障害者週間行事について，事務局からお願いします。

事務局： 令和5年度障害者週間行事についてご案内します。自立支援協議会のニューズレターNo.13 の裏面の左側をご覧ください。12月1日からの障害者施設の冬のスイーツ&ハンドメイドフェアを皮切りに，市内各所で障害者週間関係のイベントを開催します。お仕事ネットワークの取組は，先ほど，佐々木委員より具体的なご予定を紹介いただきました。そのほか，12月3日の日曜日，午前10時から，「ニコニコアート展」及び「けやきの杜こども作文コンクール」の表彰式，午後は，「ミニ手話講座」と「笑いと歌の会目指そう共生社会」，落語や漫才，歌と演奏等，出演者はプロだけでなく，アマチュアの方や障害のある方も一緒に，参加者全員が楽しめる盛りだくさんのイベントを予定しています。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。楽しい企画が多いので，ぜひ皆さま，足をお運びください。それでは，基幹相談支援センターのネットワーク研修Ⅱと支援者向け虐待防止研修について，銀川委員より，説明をお願いします。

銀川委員： お手元にチラシを2枚配布しました。「ネットワーク研修Ⅱ，高齢福祉分野と障害福祉分野の連携研修のご案内です。開催日時は，11月24日，午後3時から5時。cocobunji プラザ リオンホールにて，8050問題について第一人者である精神科医の白石弘巳先生をお招きします。テーマは「8050世帯への支援『世帯を支えるためにそれぞれができること』」です。将来の8050世帯を生み出さないために，今できることを白石先生と一緒に考えていきます。

次に，基幹の虐待防止研修のご案内です。開催日時は，12月7日，午後6時15分から8時15分。cocobunji プラザ リオンホールにて開催すると同時に，オンラインからもご参加いただけます。この虐待防止研修は，事業所の全職員が，年1回の受講が義務づけられている研修です。また，身体拘束等の適正化も含めての研修内容になります。こちら各事業所が，年1回の受講を義務づけられています。1回の受講で2つの研修を受講したと認められるもので，ぜひ各事業所でご活用ください。講師には，武蔵野大学の木下大生教授をお招きします。木下先生は，障害者の高齢化について研究されていて，障害のある人の高齢期を幸せに過ごすためには，幼児期，10代からのアセスメントが大切とのこと。障害のある方の人権を守るためにも，各分野の支援者と一緒に勉強したいと思っています。

最後に，チラシはこれからですが，口頭にてご案内します。ネットワーク研修Ⅲ，児童福祉にまつわる研修のご案内です。テーマは「子どものいる世帯を支える家族への支援の必要性を理解する（仮）」として，明星大学の吉川かおり教授をお招きして，実施します。開催日時は，令和6年2月1日，午前9時30分から12時まで。

cocobunji プラザ リオンホールにて。吉川先生は、障害のある子どもときょうだいのいる家族やきょうだい支援、家族みんながハッピーになるための本人活動と、障害のある子どもだけでなく、世帯全体の支援を大切にされている先生です。障害のある児童だけでなく、家族全体に課題を抱えているケースが少なくありません。先生と一緒に分野や制度を越えた世帯を支える支援ネットワークを考えていきたいと思います。

11月24日と12月7日の虐待防止研修は、すでに申込みを開始しています。ぜひ、ご参加いただけますようご案内します。

そして、基幹相談支援センターのパンフレットが刷新されました。皆さまのお手元に置かせていただきました。ご入用の折は、必要部数をお届けしますので、お声がけください。また、アニュアルレポート2022（昨年度の年次報告書）も置かせていただきました。基幹相談支援センター10周年を記念した『アニバーサリーレポート』を昨年お届けしましたが、今年度より『Annual Report2022』もお届けしたいと印刷しました。お時間がある時にご覧ください。

石渡会長： 銀川委員、ありがとうございました。基幹相談支援センターのネットワーク研修はどれも素晴らしいと私は思っています。講師の白石先生、木下先生、吉川先生は、私も個人的にもファンでして、本当に良いお話が聞けますので、ぜひご参加ください。

それでは、「ぶんじハロウィンについて」について、池田委員、お願いします。

池田委員： 事前の配付資料にある、オレンジのチラシをご覧ください。10月22日、第7回ぶんじハロウィンが国分寺駅周辺で開催されます。就労支援部会と就労支援センターの運営委員会で、障害のある方の実習先の開拓に取り組んでおります。特に、西多摩地域での実施を目指しています。しかし、現状は、地域の商店会や商工会の方に唐突にご依頼しても、お互いにハードルが高いのが実状です。そこで、まずは地域のイベントに就労支援センターと障害のある方が運営側として参加させていただき、地域の方と顔の見える関係を構築して、障害をお持ちの方、障害についての理解と支援に関わることで、地域での実習先の開拓に取り組んでいければと考えています。障害のある方のことを知っていただくことで、実習を受け入れる側も受け入れやすくなるのではないかと考えています。

先ほど、倉林委員が話されたように、実際に体験をすること、実際に経験することが貴重な時間になります。支援者もご本人も、得られるものが大きいと思っています。ですので、今年度初めての取組となっていますが、今後も、地域の方と連携して進めていければと思っています。お時間がありましたら、お立ち寄りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

石渡会長： 池田委員、ありがとうございました。日本では、コロナ禍前は、ハロウィンのイベントが華やかに開催されていましたが、このコロナ禍で中断していました。このイベントは、国分寺としては初めてのイベントになるのでしょうか？

池田委員： 今年、第7回目の開催で、主催は、ぶんじハロウィン実行委員会（国分寺駅北口商

店街が中心)です。今回は、私どもは初めて参加します。この実行委員の中に就労支援部会の委員に、新しく入られた方がおられ、就労支援センターの運営委員もやったださっているのです、今回一緒に協力してやっていくことになりました。

石渡会長： ありがとうございます。こういう形で、ハロウィンのイベントができるのはうれしいことです。それでは、市民福祉講座等について、伊佐委員より、お願いします。

伊佐委員： 市民福祉講座について、お知らせします。本日、当日お配りしましたオレンジ色のチラシをご覧ください。今回は「もう一度社会の役に立ちたい 多様な働き方による社会参加を支える取組」というテーマで、高次脳機能障害の当事者の方がどうやってチャレンジをして、就職を目指すなかで支援者と出会い、そして再就職したという話を、本人とサポートしてきた皆さまをお招きして聞く会になります。開催日時は、12月9日午後1時から3時まで、国分寺市障害者センターで開催します。当日の会場は30名と限定し、後日 YouTube にて配信するので、当日来られない方は、予約して YouTube でもご覧いただけるので、よろしくお願いします。

併せて、今回お配りしたブルーのチラシですが、支援者向けの高次脳機能障害関係機関連絡会を年3回実施しており、第2回目が11月8日水曜日、午後6時から8時で開催予定です。今回は、「当事者と当事者を支える家族、それぞれの思い」というテーマで、対談型の講演会を開催します。登壇は3名の方で、鈴木大介氏が当事者で、ルポライター、ジャーナリストとしての自分の経験を整理して皆さまにお伝えできる方で、これまでも何回かお越しいただきましたが、大変良いお話をしてくださいます。そして、柴本礼氏は、高次脳機能障害がある夫と家族がどのように関わっているのか、その経験を漫画にして出版された方です。長谷川幹先生は、本連絡会のアドバイザーとして長く関わっていただいています。この三者の対談となります。さまざまな視点で、当事者、家族、支援者からの視点でお話がありますので、参加された関係機関の方には、ご好評をいただいております。こちらもお申し込みください。また、今回の参考資料として、フルカラーのパンフレット《高次脳機能障害とは》を配付しましたのでご覧ください。

石渡会長： 伊佐委員、ありがとうございます。高次脳機能障害は、今、新薬をという動きもあって、積極的な発信、さらに大変興味深い講座を企画していただき、ありがとうございます。それでは、これで予定された情報提供は終了ですが、皆さまほかにございますか。はい、高橋委員どうぞお願いします。

高橋委員： チラシが間に合わなく、お手元に届けられていませんが、ハッピーテラスの放課後等デイサービスが開始して以降、中高校生の利用者が増えてくると、進学と就労に対しての不安や、迷われているご本人や保護者の方が多いことがわかり、10月28日の午前中に、支援セミナーとして通信制高校の先生方を招き、オンライン配信も同時に行いながら、当該セミナーを開講する予定です。

皆さまがご存じの通信制高校と昨今のそれはかなり変化していて、保護者も含め、

その変化した通信制高校を良くご存じないこともあり、また、不登校児も急増しています。今月に入り、文部科学省が「子どもの不登校 10 年連続で増加」と昨年度の調査結果を発表しました。それによると、文部科学省は全国の小中学校と高校、特別支援学校を対象に不登校やいじめ、自殺などの状況を毎年調査しており、小中学校を 30 日以上欠席した不登校の状態にある小中学生は、昨年度 29 万 9048 人となり、10 年連続で増加して過去最多となりました。調査した文部科学省は「コロナ禍での生活環境の変化や制限による交友関係の築きにくさなどが背景にある」とみています。不登校の状態にある子どもは、前年度から 5 万 4000 人余り、率にして 22% 増えて、過去最多の人数となりました。

ハッピーテラスでも、学校への行きしぶりや不登校の子どもたちが増えている状況です。他の放課後等デイサービスでも同じような状況が見られると思います。そこで、通信制の高校は選択肢の一つになると思いますので、ご興味のある方は、私が、チラシを数枚、手元に持っているので、後程、お声がけいただければと思います。

石渡会長： 高橋委員、ありがとうございました。通信制高校も大きく変わってきているということで、不登校はじめ、さまざまな事情を持っている方に大きな役割を果たしていると感じます。ぜひ、またよろしくお願いします。そのほかに情報提供はございますか、はい、毛塚委員、よろしくお願いします。

毛塚委員： 社会福祉法人はらからの家福祉会からのお知らせです。チラシがまだできていないのですが、当法人で毎年、市民向けの精神保健福祉講座を開催してきましたが、コロナ禍で数年中止にしていました。今年度、再開しますが、日程と開催場所が決まったので、お知らせします。令和 6 年 3 月 9 日、午後 1 時から、国分寺駅南口の旧労政会館を改装した「オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館」にて開催します。内容が滝山病院問題から考える地域とのつながりということをテーマに、講師に、滝山病院の患者を支援している相原啓介弁護士をお招きして、講演会とシンポジウムを行う予定です。12 月頃にチラシを配布しますので、その際に、皆さまにお渡ししたいと思います。興味のある方は、ぜひご予定ください。

石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございました。魅力的な企画を皆さま、次々に用意していただき、滝山病院もなんとか良い方向に動く流れをつくってほしいと願っています。

そうしましたら、情報提供についてはここまでとします。それでは、次回の日程等について、事務局、お願いします。

事務局： 今回は、令和 6 年 3 月 26 日、時間は午前 9 時 30 分から 12 時 00 分、場所は、cocobunji プラザ リオンホールを予定していますので、よろしくお願いします。

石渡会長： 今回は、とても気づきが多い自立支援協議会で、今、土井副会長が話されましたが、地域の課題がより明確になったので、また解決の方向が出てくる議論が、次回もできたら良いと思います。次回もよろしくお願いします。これをもちまして、令和 5 年度の第 2 回の国分寺市障害者地域自立支援協議会を終了します。